

建築工事業の労働災害をなくそう!!

群馬労働局管内で発生した建築工事業における休業4日以上の労働災害は、年間平均131人が被災しています。

建築工事業では、直近10年間に於いて、労働災害の被災者が100人を下回ったことはありません。

すべての労働者が安全に作業ができる現場づくりを目指しましょう。

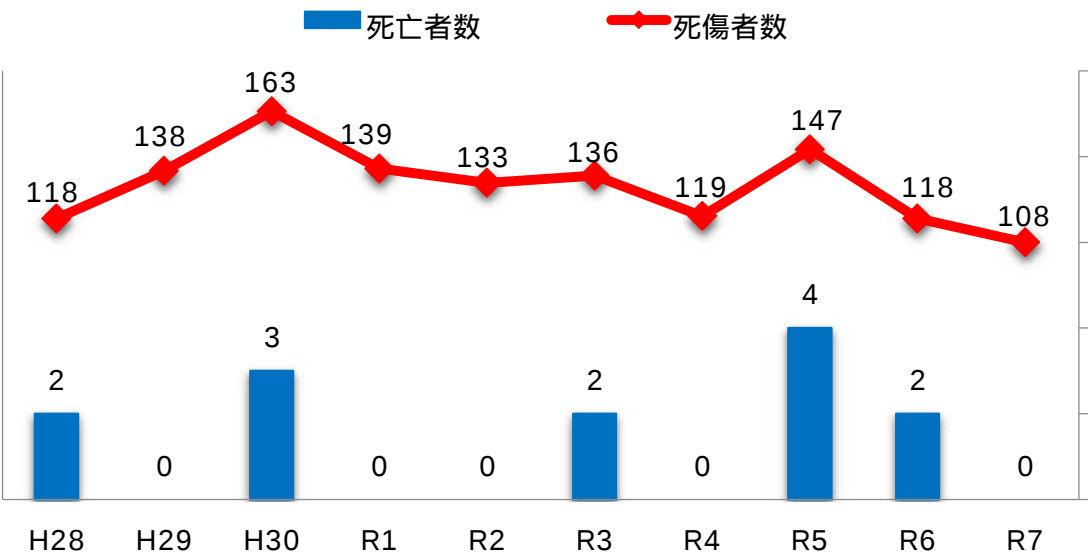


図-1 建築工事業における災害発生状況（平成28年～令和7年）

群馬県内の労働災害死亡事例

	災害のあらまし	事故の型	起因物
1	足場を解体するため、マンション5階部分で足場材を取り外していたところ、すでに手すり外された後であり、かつ、安全帯をしていなかったため、墜落した。	墜落、転落	足場
2	高さ1.6mの脚立を用いて、空調機の取付作業を行っていたところ、バランスを崩して転落した。	墜落、転落	はしご
3	高さ約4mの家屋の屋根の撤去作業を行っていた際に、屋根を踏み抜いたことにより、墜落した。	踏み抜き	屋根等
4	仕切り壁のコンクリートブロックを解体していたところ、コンクリートブロックが作業員側に落下し、下敷きとなった。	崩壊、倒壊	建築物、構築物

重 大 な
労 働 災 害 を
防ぎましょう

墜落・転落
はさまれ、巻き込まれ
切れ、こすれ



事故の型別では、「**墜落・転落**」「**はさまれ、巻き込まれ**」「**切れ、こすれ**」がワースト3となっており、全体の**半数以上**を占めています。

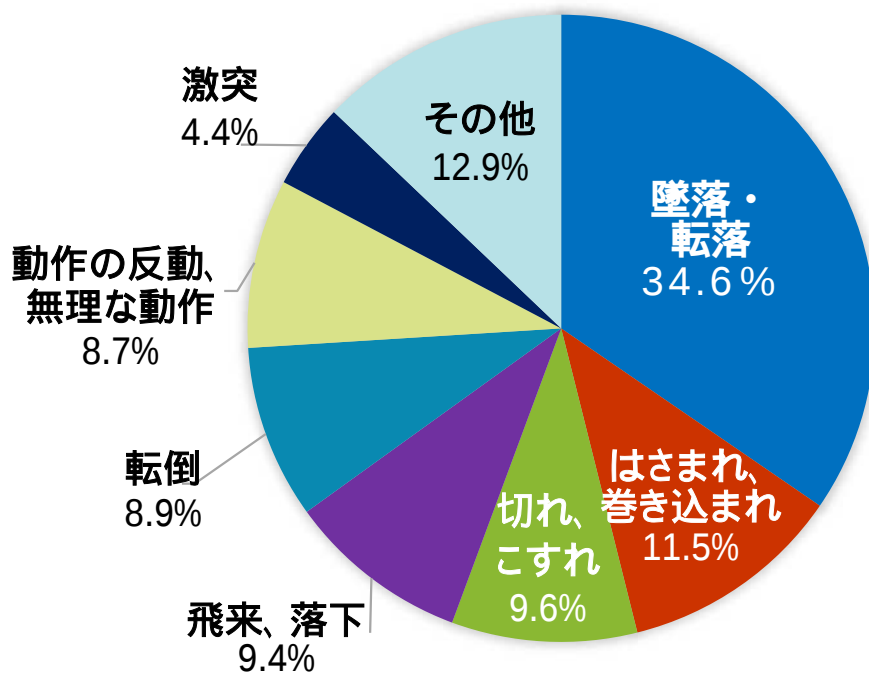


図 2 建築工事業における事故の型別労働災害発生状況
(平成28年～令和7年)

令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項

本留意事項は、建設業に従事する労働者の労働災害を防止するために、厚生労働省及び事業者が取り組むべき事項を、労働者の安全確保のための対策、労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策、その他の安全衛生に係る対策ごとに、具体的に示したものです。

留意事項を参考として、労働災害の防止に取り組みましょう。

令和8年度における建設業の安全衛生対策
の推進に係る留意事項（厚生労働省HP）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001682858.pdf>



墜落・転落災害防止のポイント

【屋根や開口部からの墜落・転落防止対策】

- ・ 高さが2 m以上ある場所で作業するときは、足場を設置しましょう
- ・ 開口部には、囲いや覆いを設けましょう
- ・ 足場や囲いを設置することが困難な場合には、防網を張り、墜落制止用器具を使用して作業しましょう



リーフレット
「手すり先行工法の足場
を利用しましょう」



建設業労働災害防止協会作成
「木造家屋等低層住宅建築工
事墜落防止マニュアル」

災害事例

- ▼ 住宅の新築工事現場にて、高さ約6 mの屋根の上で作業を行っていたところ、足を踏み外し、墜落した（休業2か月）。
- ▼ 3階建て建物の解体工事にて、3階開口部から1階へ廃棄物を投げおろす際に、廃棄物の重みで引っ張られ、そのまま墜落した（休業2か月）。

【足場からの墜落・転落防止対策】

- ・ 幅が1 m以上ある場所では、原則、本足場（二側足場）を使用しましょう
- ・ 道具や資材の保管方法のルールを決め、通路上に不要なものを置かないようにしましょう
- ・ 墜落制止用器具を着用する際は、ベルトが緩んでいないことを確認し、フックは極力高い位置に掛けましょう



リーフレット
「足場からの墜落防止
措置が強化されます」



墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン

災害事例

- ▼ 足場の解体作業中、高さ約3.5 mの場所で横に移動する際、墜落制止用器具のフックを掛けていなかったため、そのまま墜落した（休業3か月）。
- ▼ 足場から降りるため移動していたところ、通路にダンボールが置いてあったため、足元が見えにくく踏み外し、高さ約3.8 mの場所から墜落した（休業3か月）。

はさまれ、巻き込まれ災害防止のポイント

- ・インパクトドライバー等の電動工具を使用する際は手袋を着用せず、回転部に手足を近づけないようにしましょう
- ・トラックのあおりの持つてはいけない部分（あおりを閉めると荷台との間に手が挟まれる部分）にテープを貼る等、視覚的な注意喚起を行いましょ
- ・トラック等を停止する場合には、原動機を止め、逸走防止措置として輪留めを設置しましょ



災害事例

- ▼電動ドリルを用いて、パイプを通す穴をあける作業を行っていたところ、ドリルの回転に手が巻き込まれ、負傷した（休業1か月）。
- ▼トラックの荷台にあった荷物を降ろしていたところ、トラックのあおりを閉める際に指を挟み、負傷した（休業2か月）。

切れ、こすれ災害防止のポイント

- ・丸のこ盤など工具の安全カバーは常に有効な状態にして使用しましょ
- ・作業に応じて適切な保護具（保護メガネ等）を着用しましょ
- ・加工する材料を手で直接持って作業は行わず、材料を固定した状態で加工しましょ



災害事例

- ▼ディスクグラインダーを用いて、鉄骨を切断していたところ、ディスクグラインダーがはじかれ、腕と太ももを負傷した（休業2か月）。
- ▼携帯用丸のこ盤を用いて、木材を加工していたところ、左手中指が刃に接触し、負傷した（休業1か月）。